

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成 27 年 8 月 27 日
開会時刻	午後 3 時 09 分
閉会時刻	午後 4 時 34 分
出席委員名	◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 福井輝夫 藤原清史 工村一三
	中山裕司
	小山 敏 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	中野 諭
協議案件	伊勢市手話言語条例（案）について
	福祉施設管理の今後の方向性について
	伊勢市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支援について
	伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について
	いじめ防止基本方針の策定について
	コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について《報告案件》
	採択請願の処理経過の報告について（福祉事業所の整備・拡充について《報告案件》
	しごうこども園短時間部 3 年保育について《報告案件》
	所管事業の平成 27 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明者	教育長、教育部長、教育次長、教育総務課長、教育総務課副参事
	学校教育課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長
	高齢・障がい福祉課長、こども課長
	環境生活部長、清掃課長
	情報戦略局長、企画調整課長、情報調査室長

協議結果並びに経過について

教育民生委員会終了後、中村委員長協議会を開会し、「伊勢市手話言語条例（案）について」、「福祉施設管理の今後の方向性について」、「伊勢市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支援について」、「伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について」、及び「いじめ防止基本方針の策定について」の6件を協議した。続いて、「コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について」、「採択請願の処理経過の報告について（福祉事業所の整備・拡充について）」、及び「しごうこども園短時間部3年保育について」の3件の報告があった。

次に「所管事業の平成27年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、平成27年度の所管事業を5事業選定することを決定し、閉会中の継続調査案件として本会議へ提出することを決定した。

その概要については次のとおりでした。

開会 午後3時9分

◎中村豊治委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出があれば、随時行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【伊勢市手話言語条例（案）について】

◎中村豊治委員長

それでは、「伊勢市手話言語条例（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市手話言語条例（案）について」ほか、報告案件も含めまして、全部で8件でございます。

それでは協議案件の順番に従いまして、所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

それでは、伊勢市手話言語条例（骨子）（案）におけるパブリックコメントの結果概要につきまして、御説明申し上げます。

恐れいりますが、お手元の資料1をごらんください。

1番のパブリックコメント実施概要につきましては、伊勢市手話言語条例（骨子）（案）を、平成27年7月1日から31日までの1カ月間、ホームページ、広報いせ、ケーブルテレビでの周知や市内22カ所の閲覧場所に条例骨子案を設置し、御意見を募集いたしましたところ、26名の方から39件の御意見を頂戴いたしました。

2番の意見募集の結果につきましては、Eメールによる御意見3人、ファックスによるもの5人、窓口での提出15人、御意見箱3人の内訳となっております。

恐れいりますが、2ページをごらんください。

2ページ以降に御意見の一覧を挙げさせていただきました。

左端のナンバーは、御意見をいただいた方の受付順による数字で、丸の数字が、頂戴いたしました御意見の項目の数字となっております。それぞれ寄せられた御意見に対して、右側に市の考え方をお示ししています。

恐れいりますが、13ページの骨子案をごらんください。

この中で一番御意見が多かった項目は、14ページ、第5の施策の推進に関する御意見が18件と最も多く、次いで、13ページ、前文に関するものが9件、次いで、第1の目的が5件となっております。

前文におきましては、手話の経緯やろう者の思いをもっと前文でうたってほしいといった御意見や、第5の施策に関しましては①から④まで、それぞれに御意見をいただきました。具体的には、事業者の役割や、災害時の対応について明記してほしい、手話通訳者がふえてほしい、医療機関での手話通訳の要望、手話通訳者の処遇改善、関係者との意見交換、教育や地域における手話の普及、観光者への手話による案内などの御意見を御提案いただきました。

意見募集結果等による条文の修正はないものと考えておりますが、いただきました貴重な御意見等につきましては、今後、推進してまいります施策の具体的な取り組みの参考とさせていただきますと考えております。

なお、今後の予定といたしましては、本条例案を9月定例会へ提案させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「伊勢市手話言語条例（骨子）（案）におけるパブリックコメントの結果概要について」の御報告でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。
ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【福祉施設管理の今後の方向性について】

◎中村豊治委員長

次に「福祉施設管理の今後の方向性について」の説明をお願いいたします。
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「福祉施設管理の今後の方向性について」御説明を申し上げます。
資料2を御高覧願います。

福祉施設管理の今後の方向性でございますが、福祉サービスについては措置から契約への移行が進み、民間事業者によるサービス提供が充実してきております。このことから、行政が主体的にサービスを提供してきた福祉施設の中には、一定の役割を果たしてきたものもございます。

一方で、昨今は、障がい者福祉サービスの必要性や地域包括ケアなどの新たなサービスへの期待も大きくなってきております。

こうした状況の中、現在設置している福祉施設については、将来を見据えた施設の活用方針に基づき管理の方向性を定め、一部の施設では用途変更、民間譲渡などを行いたいと考えております。

まず、将来を見据えた施設の活用方針でございますが、一つは「市が担わなければならない新たなニーズへ対応する。」こと。二つ目は「民間のサービスの提供体制が充実しているものについては、民間事業者に主体を移行し、あわせて施設の管理方法も見直す。」ことであります。

次に、見直しの対象とする施設でございますが、一つ目は、二見デイサービスセンターでございます。見直し後は、障がい者の生活介護事業、短期入所事業への転換を行ってまいりたいと考えております。

なお、実施にあたっては、社会福祉法人に建物を無償譲渡することとし、譲渡先については、公募により選定したいと考えております。また、土地については、譲渡先に無償貸与したいと考えております。

次に障がい者就労支援施設でございます。

見直し後は、用途については現行どおりとし、公募により社会福祉法人へ建物を無償譲渡し、土地については無償貸与したいと考えております。

次にハートプラザみそののうち、御園デイサービスセンターでございます。

見直し後は、ニーズが高まっている知的障がい児の放課後対策事業への転換を図りたいと考えております。

管理方法については、ハートプラザみそのは複合施設であるため、これまでどおり指定管理者による管理とします。

次にみなとデイサービスセンターのうち、神社支所等を除くデイサービスセンターでございます。

見直し後については、地域包括ケアシステム構築に向けて総合支援事業の受け皿としての活用を図ってまいりたいと考えております。

管理方法については、ハートプラザみそのと同じく複合施設であるため、これまでどおり指定管理者による管理といたします。

次に福祉健康センターのうち、3階会議室で行っているデイサービスセンターでございます。

見直し後については、みなとデイサービスセンターと同様に、地域包括ケアシステム構築に向けて総合支援事業の受け皿として活用を図ってまいりたいと考えております。また、管理方法についても変更はございません。

次にスケジュール（案）でございますが、いずれの施設も平成29年の4月を目途に、譲渡又は新事業を開始したいと考えております。よって、それまでに関係者への調整、譲渡先及び新事業の受託先の選定、各施設の条例等の改廃など進めてまいりたいと考えております。

なお、これらの施設については、いずれも指定管理期間が平成28年3月までとなっております。この内ハートプラザみその、みなとデイサービスセンター、福祉健康センターにつきましては、現在次期指定管理者の公募を行っております。二見デイサービスセンター及び工房そみん等の障がい者就労支援施設につきましては、平成29年4月に譲渡を予定しているため1年限りの指定管理期間となりますことから、これらについては、随意契約により現在の指定管理者に管理をお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支援について】

◎中村豊治委員長

次に「伊勢市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支援について」の説明をお願いします。

健康課副参事。

●川端健康課副参事

私のほうから「伊勢市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支援」という部分について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料3のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

伊勢市におきましては、この子宮頸がん予防ワクチン接種につきまして、平成22年8月から市単独事業として開始をいたしまして、平成23年2月から国の基金が創設されまして、緊急促進事業として実施をしております。

その後平成25年4月から法律に基づき実施をします、定期予防接種となっておりますのでございます。

一方で、平成25年6月14日、国は、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛、いわゆる痛みが子宮頸がんワクチン接種後に特異的に見られたことを理由といたしまして、国が副反応について調査し、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な勧奨を差し控えるというふうな勧告をしたところでありまして、市としてもこれに従っておるという状況でございます。

現在も定期予防接種として接種は可能ということになっておりますけれども、積極的な接種勧奨の差し控えからですね、2年が経過して、全国的にワクチン接種後の原因が明らかでない持続的な痛みやしびれ、また不随意運動等々、症状が現われた方がみえる中で、市が実施をいたしました子宮頸がん予防ワクチンを接種したことによりまして、現在も特異的な症状が継続して、治療を試みえる方に対し、適切な医療が受けられるように新たな医療支援制度を設けることとしたいというふうに考えておるところでございます。

まずですね、1の現状のところでございます。

国が積極的な接種勧奨の差し控えを勧告した以降、伊勢市におきましても接種を勧めてはおりません。一方で、これまで伊勢市におきましては、副反応報告はございませんでしたが、国・県を通じまして情報提供がございまして、平成27年6月30日に初めて1件の副反応報告がございました。

国のほうではですね、現在も専門家会議を通じてワクチン接種後の特異的な症状との因果関係につきまして、検証を行っておるわけなんですけれども、現時点ではですね、結論が示される時期は未定というふうに形になっております。

続きまして、2の新たな医療支援制度の概要の部分でございます。

目的としましては、ワクチン接種後に、特異的な症状があり、日常生活に支障が生じている市民の方に医療費等の給付を行い、適切な医療が受けられるように支援するものでございます。

対象者につきましては、予防接種によります公的な救済制度の申請をされておる方であって、以下の3点をすべて満たす方ということで対象にさせていただきたいというふうに思っています。

まずですね、伊勢市が実施をしました子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方で、現在も継続的な特異的な症状があつて、日常生活に支障が生じている方、さらに医療機関から国又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ子宮頸がんワクチン接種後の特異的な症状の副反応報告書が提出されている方を対象とさせていただきたいというふうに思っております。

裏面をごらんいただきたいというふうに思います。

給付額につきましては、医療費の自己負担分と医療を受けた月に限り月額で給付する医療手当ということで、国又独立行政法人医薬品医療機器総合機構によります救済制度での救済額と同様の額を給付することとしたいというふうに思います。

対象の期間は、今後3カ年程度の間ですね、国がワクチン接種との因果関係を明らかにすると想定の中で、接種後の症状に対する医療を受けた日にさかのぼり、この日から平成30年3月末ということでしたというふうに思います。

なお、今後ですね、ワクチン接種との因果関係が明らかとなり国等の救済制度給付を受けることとなった場合、又、因果関係がないことが明確になった場合はですね、給付を終了し、市が既に支払った医療費等は返還していただくこととします。

今後の予定に関しましては、これまでに伊勢市が実施をさせていただきました子宮頸がん予防ワクチンを接種したすべての方に、この制度創設の周知として個人通知をさせていただいて、医療支援が必要な対象者の方に対しては、健康課への相談を促してまいりたいというふうに思っております。

なお、これまで伊勢市が実施をした子宮頸がん予防ワクチン接種をされた方は、延べ8,950人、これは3回の接種が基本となっておりますことから実人数ということになりますと、3,097人ということでございます。

以上、伊勢市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支援ということで御説明をさせていただきました。

御協議賜りますようよろしく願いをいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。
福井委員。

○福井輝夫委員

それでは少しお伺いします。

平成27年6月末に1件の情報提供があったということで、これはですね、大体どのような程度の症状なのかということと、それから接種した日はいつか、発症したのがいつなのか。それから接種場所ですね、その辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

健康課副参事。

●川端健康課副参事

副反応報告があった方の具体的な症状等ということで、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

この方、第1回目の接種はですね、平成23年の7月に接種をされています。それ以降、2回、3回と接種をされて、お聞きしておるところですと、平成25年の7月ごろに症状が発症したということでございます。

具体的にはいわゆる特異的な症状ということになりますけれども、市内の一般の開業医のところでは接種をされたということをお聞きしております。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

要するに発症したのが25年7月、ということは、国のほうが25年の6月の勧告をしているわけですけど、それ以前にすでに接種は終わっておるのかなと思います。23年の7月から接種をしておるということで、そういうことかなと思います。

その時点ではですね、まだ国のほうもあんまりそういう否定的なことはあまり言っていなかった時点ですのでね、そういうことになったのかなと思いますが、ちょっと残念なことだと思います。

そして、また、そういう部分について、今後いろいろと対策が必要やと思うんですけど、この平成25年6月以降にですね、伊勢市で接種したという人はいるんでしょうか。

◎中村豊治委員長

健康課副参事。

●川端健康課副参事

今言っていました時期からですね、定期接種化という部分が25年の4月から定期接種になっております。

その後のですね、6月に積極的な勧奨を差し控えたということになっておりますので、それ以降、接種された方は大体200名弱ということになっております。

◎中村豊治委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

200人もまだおるといふことで、大体接種してから1年以上たってから、発症するといふような実例がかなり多いといふことですので、まだこれから出てくる可能性もあるんじゃないかなと思います。

それですね、先ほど症状の出た方、そんなに重い症状じゃなかったんですかね、ちょっと聞き忘れまして

◎中村豊治委員長
健康課副参事。

●川端健康課副参事

当初ですね、先ほど申し上げた症状が、特異的な症状があらわれておりますけれども、今は若干改善がなされておるといふふうにお聞きをしております。

継続してですね、症状が出ておると私どもも心配な部分があるんですけれども、若干の通院等はされておるといふふうなことは聞いておりますけれども、症状の改善がなされておるといふふうなことも聞いております。

◎中村豊治委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

それですね、この平成30年3月31日までといふことで、これは因果関係云々について国がその日までぐらいには因果関係を出すだろうといふようなことで、今ちょっと、こゝういふふうにしておりますが、もしそれがですね、その辺がまだ不明のままいった場合ですね、この日以降にもいろいろと出てきた場合、それはそのときの状況で、またこの人の症状が回復せず長引いたといふようなときには、この日にちにといふのは順次伸ばしていくような考えなんでしょうか。

◎中村豊治委員長
健康課副参事。

●川端健康課副参事

平成30年3月以降の対応といふことかなといふふうに思いますけれども、福井委員おっしゃっていただいたようにですね、現実、症状が改善されるかどうかといふ部分は不確定な部分もございます。

そんな中、国の明確な因果関係が明らかにされるかといふところもありますけれども、場合によっては、その症状等々含めましてですね、来たるべき時期には、その延長等も考えなければならないのかなといふふうには思っております。

◎中村豊治委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。その辺は対処していただきたいということでお願いします。

それと、平成26年6月以降に200名の方が接種しておる。例えば1回目、2回目来たから3回目するとかいう方もあろうかと思えますけれども、今現段階でも接種を希望しておるといふ人は、いるんでしょうか。

◎中村豊治委員長

健康課副参事。

●川端健康課副参事

数としてはですね、極端に正直なところを少ない状況です。

今年度、実は1名の接種された方がございました。その方、私どものほうへですね、積極的な勧奨はさせていただいていませんので、まず、電話連絡があってですね、子宮頸がんを受けたいんやということでした。今の現状をお伝えさせていただいて、こういうふうな状況ですけれどもということを確認をさせていただきましたが、その方が言うには、近親者でやはり子宮頸がんになられた方がみえると、私自身は保護者の立場からですね、子供の子宮頸がんを予防するということに力点を置いてですね、接種をしたいんやというふうなことで、お1人の方が接種されております。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

その中でですね、やはりその平成25年6月に、国のほうがいろいろと因果関係は否定できないといったようなときに、テレビと、NHKなんかでもかなりそういう放送をされておりました。その中でワクチンの有効期間は6年しかないんだと、そして半年の間に3回接種しなくちゃならないんだと。小学校6年から高校1年の間ということ、かなりそういう日にちなんかも限られておるわけですけども、ワクチン接種してもですね、がんの予防効果というのは限界があると、そのとき随分騒がれておりました。15種類のウイルスがある、ヒトパピロマーウイルスでいろいろとあるんですけど、そのうちの2種類にしか有効でないと。それで日本人の子宮頸がんの50ないし60%にしか有効でないというようなことも、その当時非常に言われておりました。

そういうことからしてですね、あまり効果がないと、日本人に対してね、その危険のほうが高い、そういう部分をですね、どの程度まで、今から受けたいという人に説明されてみえるのか、そういう現状も説明されてみえるのか。ただ、国のほうが因果関係を否定できない、こんな症状があるだけやということだけなのかですね、ちょっとその辺もう少し、市としては積極的に、接種を受けたい言う人に詳しい説明をする必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

健康課副参事。

●川端健康課副参事

今おっしゃっていただいたようにですね、限られた期間の効力という部分は私ども認識

をさせていただいておる部分もございます。

そのあたりも含めてですね、今問い合わせがあった場合にはですね、お知らせをさせていただいておるという状況になっております。

それでも受けたいという形ですと、今は、あくまで、定期接種ということですので、法に基づく接種というところでの対応と、市町村レベルですとそういう流れでしかできないというところもございますので、その対応ということになっております。

◎中村豊治委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

16歳で接種しても、22歳までしか効果がないというようなことでございます。そういう面でもちょっと疑問点があると思います。

それからもう1点だけお聞かせをください。

例えば、今回、軽微な障がいがだったということであればなんですけども、杉並区なんかは、かなり重い障がいを受けた方がみえた。運動障がい等もあったというようなことです。そういう大きな運動障がい等の後遺症が起きた場合ですね、杉並区はその補償までしておりますけど、そういう場合はどこまで市は関与をされるのでしょうか。補償までいかれるのか、今回うたっていませんけど、どんな状況なのでしょうか。

◎中村豊治委員長
健康課参事。

●川端健康課副参事

今、この支援制度の中でとらえさせていただいておる部分に関してはですね、特異的な症状への医療支援というところがメインになっております。

福井委員おっしゃっていただいた重い症状の部分に関してはですね、別にまた障がいに対しての補償という部分も、国なりの制度の中にはございますので、そちらのほうでカバーできるのかなというふうには思っております。

◎中村豊治委員長
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について】

◎中村豊治委員長
次に「伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について」の説明をお願いします。
企画調整課長。

● 辻企画調整課長

まず失礼します。申しわけございません。

御説明に入ります前に資料に誤りがございまして、訂正表のほうをお配りさせていただいております。

恐れいたします。加筆修正のほうをお願いしたいと存じます。

まず4ページの中段ア、創業支援の重要業績指標K P Iという部分でございますが、現状値のほうが抜けてございます。こちら39人、平成23年度から平成26年度の実績でございます。

続きまして、下段イ、ものづくり産業の活性化の、同じくK P Iの表でございますが、こちら現状値が抜けてございます。9社、これも平成23年度から26年度の実績でございます。

続きまして申しわけございません。5ページのほうへ移っていただけますでしょうか。5ページの上段ウ、伝統工芸の振興、こちらK P Iの表ですが、現状値が3,368人、こちら平成23年度から平成26年度の実績ということでございます。

また、同じく中段のエ、企業誘致の推進、K P Iの現状値でございますが、143社、平成26年度の実績になります。

それから飛びまして、8ページの上段になります。恐れいたします。ア、就労支援の推進、こちらK P Iの表の現状値、こちら269人、平成23年度から26年度の実績ということでございます。

なお、この訂正表以外に、申しわけございません、訂正表提出後、相手方からデータをいただいたものがございます。

こちらは、11ページのア、皇學館大学及び三重大学との連携強化、こちらK P Iの表の現状値でございます。こちらは、60名、斜め線で年、平成26年度の実績。すいません、こちらは口頭になって申しわけございません。60名、ぱーねん、平成26年度実績ということでございます。大変申しわけございませんでした。

それでは、御説明申し上げます。

本件につきましては、去る6月8日開催の教育民生委員協議会に御報告をいたしました骨子案に、数値目標や文章の記述を加え、中間案として整理をいたしましたので、今回御協議をいただくものでございます。

恐れいたしますが、資料4-1をごらんください。

まず、「1 経過」につきましては、前回の委員協議会后、7月27日に第2回伊勢市地方創生有識者会議を開催し、骨子案に文章表現を加えた内容について御意見をいただきました。

「2 中間案」につきまして御説明申し上げますので、資料4-2をごらんいただきたいと思っております。

前回お示した骨子案に内容等を加えた部分について御説明を申し上げます。

まず、3ページの「3 基本目標」をごらんください。

それぞれの基本目標に数値指標を設定いたしました。

1番、「安定した雇用の創出」につきましては、製造品出荷額等を、2の「伊勢への新しい人の流れをつくる」につきましては、神宮参拝者数と、「社会増減」、これは転入者数から転出者数を引いた数でございます。

また、3の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」は、「子育てしやすいまちだと思ふ人の割合」、4「暮らしやすい生活圏をつくる」は、「暮らしやすいまちだ」と思ふ人の割合を、それぞれ市民アンケート調査で計ることとしております。

また、4ページ以降におきましては、4つの基本目標ごとに基本的方向及び具体的施策

を整理しておりますが、今回は重要業績指標、K P I、先ほども申し上げましたK P Iと呼んでおりますけれども、これらを追加いたしました。それぞれの具体的施策ごとに、上からいきますと、指標名、目標値、現状値ということですが、こういったものを設定しております。

なお、本委員協議会関係分につきましては、ちょっと見にくい部分がございますが、オレンジ色で表記をさせていただいております。

それでは、教育民生委員協議会に関する施策の基本的方向等の記述について御説明を申し上げますので、恐れいたしますが、12ページをごらんください。

まず、中段以降でございますが、基本目標「③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の基本的方向「①結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援」、これの具体的施策「イ 親と子の健康支援」につきましては、K P Iに妊婦健康診査受診率を設定し、現状値95.1%に対し目標値を100%としております。

次に、その下のウでございますが、「保育体制の整備」につきましては、K P Iに「11時間を超える延長保育、休日保育、一時保育を実施する保育所及び認定こども園の割合」を設定し、現状値34.4%に対し目標値を43.3%としております。

次に、基本的方向「②教育の充実」におきましては、具体的施策を「ア 確かな学力の育成」としてございまして、K P Iに「小学校・中学校における授業内容がわかると思う子どもたちの割合」を設定しております。現状値でございますが、小学校91.4%、中学校90.7%に対し、目標値をそれぞれ98%、92%としております。

次に、その下の「イ 豊かな心・健やかな体の育成」につきましては、K P Iに「人の役に立つ人間になりたいと思う子どもたちの割合」を設定し、現状値、小学校92.8%、中学校94.0%に対し、目標値をそれぞれ95%、98%としております。

次に、「ウ 学習環境の整備・充実」でございますが、K P Iには、教育用コンピュータの整備率を設定しております。現状値1台あたり4.5人に対し、目標値を1台あたり2人としております。

以上が、今回お示しいたしました中間案の概略でございます。

恐れいたしますが、資料4-1にお戻りください。

「3 パブリックコメントの実施（予定）」でございますが、今回お示しいたしました中間案につきましては、市民の皆様から御意見をいただくため、9月1日から30日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたします。市役所ほか主要箇所縦覧に供するほか、広報いせや市のホームページ等で周知してまいります。

最後に4、今後のスケジュール予定でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本日、この後いただいた御意見や本日開催予定をしております第3回伊勢市地方創生有識者会議、パブリックコメントの結果を踏まえ、10月には最終案を策定し、外部有識者会議を経て、議会のほうにもお示しをしまして、当初の予定どおり10月中には策定したいと考えております。

以上、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）について」御説明を申し上げます。

御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言はありましたらお願いします。
御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【いじめ防止基本方針の策定について】

◎中村豊治委員長

次にいじめ防止基本方針の策定についての説明をお願いいたします。
学校教育課副参事。

●植村学校教育課副参事

それでは、「伊勢市いじめ防止基本方針」の策定について御説明申し上げます。

本基本方針につきましては、去る6月8日開催の市議会教育民生委員協議会において経過及び案の報告を行いまして、協議をしていただいたところでございます。

その後、7月1日から1カ月間のパブリックコメントを実施いたしました。その結果について御報告させていただきます。

資料5-1の1ページを御高覧願います。

パブリックコメントの実施概要といたしましては、市のホームページ、広報いせ、行政チャンネル、市長定例会見等を通して周知を行い、市内20カ所に閲覧場所を設置し行いました。

意見募集の結果としましては、2番に示してありますように5名から30件の御意見をいただきました。

意見の概要につきましては、次ページより19ページに挙げております。

大きく方向性を修正すべきというものはございませんでしたが、教育委員会や学校の取り組みについて、附属機関について、文言のとらえ方、いじめ防止対策に係る考えなど、広く意見が出されました。

8月10日に、22ページ、資料5-1、最終のページですが、掲載しております策定委員会の委員の皆様にお集まりいただき、策定委員会を開催し、パブリックコメントの御意見をもとに御審議をいただき、7カ所修正をさせていただきました。

修正の内容ですが、その手前のページ、20ページ、21ページに挙げさせていただいております。

修正の内容といたしましては、すべて文言の加筆修正であり、方向性を変えるものではありません。

そのなかで、加筆を行った2点について説明いたします。

1点は、21ページ⑤に記載しております、学校がいじめの発見・通報を受けた場合の教育委員会への報告についてです。パブリックコメントの御意見として次のようにいただいております。「重大事態のいじめであると学校が判断した場合には、直ちに教育委員会に報告するとあるが、重大事態でないいじめについても報告するべきである」、この点につきましては、現在、現状においても学校がいじめの発見・通報を受け、いじめ、あるいは、いじめの疑いを認識した場合に、組織的に対応するとともに、速やかに教育委員会に報告するよう求めている実態がありますので、記載につきましても、現状に合うように加筆を行い「直ちに組織的に対応すると同時に、速やかに教育委員会に報告するものとします。」といたしました。

もう1点は、同じく21ページ⑦の再調査にかかる部分でございます。パブリックコメントの御意見として、次のようにいただいております。「市長が設置する附属機関の具体

的な名称と構成員を入れるべきである。」、案では市長の設置する附属機関については、委員の構成等について記載しておりませんでした。教育委員会の附属機関の部分には委員の構成について記載しておくことから、整合を図るため、委員の構成を加筆し、「この附属機関の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者の中から事案に応じて選任することとし、公平性・中立性が確保されるよう努めます。」といたしました。

なお、附属機関の名称につきましては、附属機関を設置する条例を制定する中で決定していくこととしております。

これらの修正を行ったものにつきまして、資料5-2として配付させていただいております。

本日、御審議いただきましたのち、基本方針を決定としまして、10月より当基本方針に沿って取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

このいじめ防止基本方針について考えるときに、まず最近ずっと、いろんないじめ自殺だとか、それから子供にかかわる事件なんかが起こっているんですけども、そういったところから、どのような教訓を私たちが受け取るのか、ここら辺についてしっかりと研究をしておく必要があるんだと思うんです。

そこで、まず、二つの事例について、教育委員会として、どのように研究をして、どのような教訓として考えているのかについてお伺いをしたいと思います。

まず一つは、仙台市のいじめ、自殺事件です。

この事件は、最近になって明らかになったんですけども、事件そのものは去年の秋に起こったということなんですけれども、ここに見られ問題は学校内部の先生方同士の関係とか、それから先生方と管理職との関係とか、そういった学校の先生方が集団として子供たちに責任を負うと、そういうふうな先生方の同僚性の問題があったんじゃないかなというふうに感じております。

もう一つは、川崎市の事件なんですけれども、これはいじめとはちょっと違うんですけども、子供が学校でけがをした状態で登校していて、それについて非常に心配をしたり、気になったりしている友達たちがいたんですけども、そういう友達たちの心配や懸念が必ずしも学校あるいは先生方のほうに伝わっていなかったというような問題があったんじゃないかと思います。

つまり、子供たちと先生方との間の意思疎通、これがうまくできない状況にあったんじゃないかと、そういうように感じているんですけども、これらは今後、いじめ対策を考える上でですね、非常に教訓とすべき問題がそれぞれ典型的にあるんだと思うんですけども、その点について、教育委員会としてもどのような研究をさせていただいているのか、お伺いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●植村学校教育課副参事

委員、仙台の問題というのは、岩手のほうのことでしょうか。仙台のほうは転校をしたということですから、「矢巾中学校です」と呼ぶ者あり)、岩手県ですね。

まず、岩手県の事件のほうからお答えさせていただきます。

この事件に関しましては、当該児童生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は人間関係上のトラブルというふうな形でとらえていた、学校というか担任というふうな形で報道されていますが、しかもそのトラブルは、個人的に解決済みというふうな判断をして、結局、学校としては、いじめとしてとらえていなかったというふうな状況があったというものであると思います。その後、当該生徒が自ら死に至ったということでもあります。

その件につきましては、いじめ防止基本方針が策定されているにもかかわらず、それが機能せず、重大事態が起こってしまったということが非常に大きな問題であったというふうな形でとらえております。

それについては、やはり、一人一人の教職員が児童生徒の変化やトラブルに気づいたときに、自ら、自分はどう動くべきかということをしちっと理解して、学校という組織全体で取り組んでいくことを認識すべきであるということが必要であり、7月の岩手の事件が起こりましてから、教育長のほうから伊勢市におきましては、各学校長に各学校でいじめ問題にどのように取り組んでいくかを、この機会に今1度、全教職員でしっかりと考えていくようにというふうな形で、校長会を通して、そのような要請をしております。

やはり、一人一人がとらえた情報をしちっと組織としてとらえて動いていくということがまずは大切になってくるというふうな形でとらえております。

それから川崎の事件のほうですが、これは子供の安全というふうなことでとらえさせていただきますればよいのかと思っておりますが。

川崎のような形で学校としては、さまざまな生活環境の中で過ごす子供たち一人一人を丁寧に大切に見守ること、それから、その中で、教員が子供たちの関係づくりをしちっと行っていくことというのをこれまでも行っては行っておりましたが、一層大切にしているというふうなことがあります。

しかし、この川崎の事件でもそうですが、さまざまな環境の中で過ごす子供たちがおります。その生活状況を把握して、さまざまな危険から子供を守っていくためには、学校だけではやはり対応できないというふうな状況があると思います。これまでも保護者、それから地域、それからこういう問題につきましては警察など関係者と連携を図りながら、取り組んでまいりましたが、この事件をしっかけにして、文部科学省のほうからもしちっと、通達が出ておまして、さらに、実効的な関係づくりを図っていくというふうなことが出ております。そのような形で現在取り組みを進めております。その中で、学校は学校として役割をしちっと果たしていけるような形で進めてまいりたいと思っております。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

まず川崎市の、今の後段でお話いただいたことについてお伺いしたいのですけれども、今、これ実効的な関係づくり、子供たち同士の関係づくりをしちっとしていかななくちゃいけないというお話だったのですけれども、この問題はむしろそれとあわせて、先生方と子供たちが本当に気軽に話ができるような、あの子ちょっと怪我しているよというようなことがですね、気軽に話ができるような、ちょっとそういった一言でですね、先生方もそう

いったことに気がつく、やっぱり先生方もいくら見ても、なかなか見えない部分があります。子供たち同士だから分かる部分もあります。

ですから、そういったところを把握するためには、やはり先生と子供たちの関係がですね、そういう非常にコミュニケーションが自由に取れるような、そういうふうな環境が必要だと思うんですね。

実はこれ、国連子ども権利委員会が2004年に指摘をしているんですけども、社会における子供に対する伝統的な姿勢が家庭、学校、その他の施設及び社会全般において子供の意見の尊重を制限していることを依然として懸念すると、こういうふうに述べているんですけども、日本に伝統的ですね、やはり子供と大人との関係が、コミュニケーションがとりにくい状況になっているケースが多いので、わりと、特に中学校なんかですと、子供が先生にちょっとしたことで話をしにくいような状況があるんじゃないかと思うんです。

こういった面について、伊勢市の中学校の状況はどうかかなというのは、ちょっと気になるんですけども、そういう話やすい環境、先生と子供の関係、あるいは学級全体の雰囲気、文化、こういったものについて、どのように捉えていただいているのか。そしてその課題が何かあったら、それについて、捉えていらっしゃること教えていただきたいのですが。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●植村学校教育課副参事

子供と教員の関係づくりという部分におきましては、非常に各学校でも工夫をしております、中学校では特に休み時間も、廊下に長いすを置きながら、子供たちと色々な話をしながら子供たちの様子をつかんでいくとか、そういうようなさまざまな学校に、それぞれによって、さまざまな取り組みをしております。

今のは特徴的な取り組みであります、生活ノートであるとか、そういう日記的なものをですね、そういうものを使いながら、できるだけ子供と子供の状況をつかんでいくというような取り組みを行っております。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。このことに関しまして、パブリックコメントの中でですね、資料5の1の11ページに出ているんですけども、下から2段目ですが、児童生徒がいじめと思われる場面を目撃した際に余計な心配をすることなく通報することができる学校の体制づくりに取り組んでまいりますと、このように指摘していただいています。

また、基本方針そのものの2のいじめの早期発見という項、これ5-2の4ページなんですけれども、ここには児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える、こういように書かれているんですけども、これ、目撃者が訴えることと、被害者本人が訴えることと違いはあるのですが、そういったやはり、そういう体制を整えることは非常に大事だと思うんですね。

それで今言っていた、そういう関係づくり、非常にいいことだと思うんで、多くの学校ではそういうふうにもうまくいっているんですけども、ただそれがうまくいっていないような、あるいはかなり管理的に対応される先生がいらっしゃったりすると、ちょっと

したことが言えなくなるというような状況がありますので、そういった面についてですね、ここに書かれているようなことをですね、しっかりと、しかもその場合に、そこに例示があるんですけども、この方針のほうにですね、アンケートや相談窓口を設置していくというようなことはあるんですけども、そういった形だけではなくて、雰囲気そのものですね、話やすい、訴えやすいような、そういう状況づくりは大事だと思いますので、今言っていたような、その状況をですね、もっともっと広げていただければと思います。

それから、次に岩手の問題なんですけれども、ここでは生活記録ノートのほうでですね、先生と生徒の交換日記のようなことが行われておりまして、非常にこれはいい取り組みだと思って、今言っていたかもしれませんが、伊勢市でもそういったことがずいぶん広く行われていると思うんですけども、ところがやはりこれは先生がそれを、数カ月わたってですね、そういうふうにいじめられているとか、死ぬ場所は決まっているとか、そういったことが書かれながら、それに対して、適切な対応ができなかった、これは先生本人の資質どうこうという問題ではなくてですね、やはり学校全体が、1人の先生にとどまるのではなくて、すべての先生方の間でね、こういったものが共有される必要があると、そういうふう思うんですけども、そういった状況について、伊勢市の状況は、どのようになっているのか、その現状と課題について教えていただければと思うのですが。

◎中村豊治委員長
学校教育課副参事

●植村学校教育課副参事

先ほども申しあげましたように、教育長のほうからも、今1度、学校のほうできちっと、そのような部分についても、校長のほうでリーダーシップをとって把握していくようにという部分がございます。

教職員が個々に持っている情報を共有していくことが、どのような効果を生んでいくかということ、教職員一人一人が認識をして取り組んでいくことが大切であると思いますので、そのような取り組みをまたこの基本方針ができました折には研修会も持ちながら、各学校のほうへ、取り組みについて浸透していくような形をとっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

あといくつかあったのですが、時間の関係でもう1つだけにしますけれども、これ全体を読ませていただきましてですね、いじめられている子供の緊急避難といいますが、緊急避難的に、例えば学校を休みたいというときに、休めるようなですね、そういう雰囲気があるのかどうか。例えばわりと日本の場合、親御さん方が、学校へ行かなくてはいけないものだというふうに考えていらっしゃる場所があって、そうすると、いじめられているなんとかとでも、まあ行きなさいよというようなことで無理強いしたりすることがよくあります。それが不幸な結果になったりすることがありますのでですね、そういう緊急避難的にね、学校を休むことについて、そういった指導についてどういうふうに考えていただいているのか、それについて最後にお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長
学校教育課副参事。

●植村学校教育課副参事

伊勢市教育委員会のほう、教育研究所のほうも備えておりました、さまざまな子供たちに対応していけるように、職員のほうも配置しております。それからNESTというシステムの構築をしておりますので、そのあたり対応は、やっていけると考えております。

◎中村豊治委員長
よろしいですね。
他に御発言はありますか。
中山委員。

○中山裕司委員

今、隣の人が何か小難しいことばかり言っておったけれども、この、私はこのいじめの問題というのはね、これは今日や昨日の問題やなくて、早くからこれ今の話やけども、痛ましい不幸な事件が繰り返されてきておるわけですよ。

これをやればいじめがなくなるという妙案はないんですよ、これは。これは皆。これはやっぱりそういうような中で、これはもう早くから、いじめの問題があつて、そういうような不幸が繰り返されてきておるといふことですよ、これ。

それで、私はやっぱりこのいじめ防止基本方針というのは、こういうものができたとしてもね、ないよりはましだと思います。一つの方針、やっぱりものはあれば、やっぱりその各教員に対する指導も、おっしゃられたように教育長を通じていろんなそのような研修会とか、いろんなものを持たれていく、よりやっぱりそういう、だけど終局はね、私はやっぱり教員の資質の問題だと思うんですよ。

この教員の資質がどういうふうに、やっぱりきちっとした、この子供たちの気持ち、心理をきちっと読み取れるかというね、非常に難しいやっぱり、それで今時代がそういう時代でしょ、我々の時代のときだったらですね、そういうようなことが考えられないような、やっぱり、教育関係にしても社会の環境にしても、そうであったけれども、今はそういうような、まったく価値観も違いますしね、我々の時代の、我々の持つ価値観と今の子供たちが持つ価値観の違い。そういうような非常に難しいものがふくそうして、やっぱり今子供たちを取り巻いた環境がやっぱりあるということですよ。それを見抜くといひましようか、それをどういう形でいじめを防いでいくか、防止していくかと、これはまさしく人間と人間とのやっぱり、これは教員と子供たちというのは、やっぱり人間と人間ですから、人間関係がやっぱりいかにきちっとしたコミュニケーションが保たれているのか、お互いにそういうような形での信頼関係が教員と子供たちの間にですね、本当の言葉だけのものやなくて、本当に信頼関係がやっぱりそこに構築されているかどうかということですよ、私はやっぱり、非常に基本的な、いじめをなくしていくためのやっぱり、その基本的なことではないかなと。

だから、物が起こってきたからどうだと、これがあるからどうだとかということではなくして、やっぱり個々にいろんなやっぱり状況が皆違うわけですから、学校現場というのは、だからそういう中で、どういうふうにしていくかということですよ、これは、今回こういうようないじめ防止の方針ができて、広く、やっぱりそれを、教員だけやなくて、やっぱり広く市民の中にもこういうことをですね、情報発信をして、やっぱり、お互いにこういういじめに対する共有をした知識、認識をやっぱりもっておくということが大事か

なと思いますのでね、これだというようなのがあれば、もう今早く、いじめから、こういう悲惨な悲しいやっぱり事件はもう早くやっぱり解決されておると思います。

それが今日もいつ、絶えることなくやっぱり起こってきておると。そういうようなことをやっぱりきちっと我々は現実をやっぱり直視せんといかんなどというように思いますね。

大変だと思いますけれども、がんばっていただきたいなど。

やっぱり伊勢市からこういうようないじめで、こういうような、不幸なようなことが、本当にあってはならんことですから、やっぱり本当に防いで、未然にやっぱりそんなことを防止していくということですね、私はやっぱり大変だと思いますけど、みんながそういうような共有の認識を持ちながら努力をしていくということが非常に肝銘なんで、これは学校だけの問題ではないと思います。学校現場やなしに、地域社会の問題もありますし、いろんな、その今日的な社会のその環境なんかもずいぶんやっぱり変化してきておりますから、そういうものも我々ができる範囲で大人として、一大人として、やっぱり何ができるのか、どうしていくのかということも含めて考えていかないかん。

何でもあんなたちが、教育を預かっておるからあんなたちが責任を持ってよというものではないと思いますよね、これは。

だからやっぱりそういうような点でのやっぱり共有認識を持って、きちっとしたやっぱり対応をですね、だから、自分たちだけの問題やということの発想を私はなくしてもらいたい。やっぱり全社会的に、この伊勢市の、全市民の問題だというような位置づけ方をしていくということがですね、非常にこの問題の解決に私はつながっていく、大きな要因になっていくかなと思いますので、ひとつよろしく願いたいと思います。終わります。

◎中村豊治委員長

他にございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

ここで、4時20分まで休憩いたします。

(午後4時9分 休憩)

(午後4時19分 再開)

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について】

◎中村豊治委員長

続いて、報告案件に入ります。

「コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について」の報告をお願いします。

社会教育課長。

●世古口社会教育課長

それでは「コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について」御説明申しあげます。

お手元の資料6をごらんください。

本市には、公設・民設を含め地域活動の拠点として利用されておりますコミュニティ施設が約160施設ございます。

その中で、私ども社会教育課が所管しております施設が、資料の「2対象施設」の表に挙げさせていただいております31施設でございます。この各施設の管理運営は、自治会等を指定管理者として管理を依頼しております。指定管理料は無償で利用料金制度を導入しての運営となっております。

なお、施設の修繕等にかかる費用につきましては、現在、市と指定管理者が2分の1ずつ負担し実施することとなっております。

一方、自治会等により建設された民設の集会施設は、「伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱」によりまして、平成27年4月1日から修繕等の経費の一部を市が補助することとなりましたが、公設の施設と民設の施設に格差が生じております。

裏面、別紙をごらんください。

今回は別紙に示させていただきましたとおり、改修に係る所要額が、30万円以上200万円以内の改修につきましては、現在と同様に市が2分の1、指定管理者が2分の1の負担とし、30万円未満の小規模改修につきましては指定管理者に負担していただき、200万円を超える大規模改修につきましては、その都度、市と指定管理者が協議させていただきたいと考えております。

現在の指定管理が平成28年3月31日をもって終了し、平成28年4月1日から新しい協定となりますが、急激な指定管理者の負担を避けるため、この変更は平成30年度から全部適用とし、それまでの間に経過措置を設けるよう考えております。

この是正に向けた調整を各自治会等と図っていきたいと考えておりますので御報告をさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの報告につきましては、報告案件でございますので、特に御発言がありましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ただいまですね、30年を目途に修繕のための負担につきまして、公平性を図っていただくということでございますが、今回の真摯な対応につきましては、評価をさせていただくわけでございますが、その後におきましても、修繕等の負担区分の公平性にとどまることなくですね、補助金の縛りであったり、それぞれの地域での課題、あるいは問題点もあろうかと思うんですが、最終的には地元移管すべきというふうに思っております。これが本当の公平性を担保するのかなというふうに思っておるんですが、そのあたりの考え方だけですね、確認をひとつお願いしたいと思っております。

◎中村豊治委員長

社会教育課長。

●世古口社会教育課長

委員仰せのとおり、最終的に公平性ということでは、地元移管という御意見でございましたが、今回の修繕の見直しの件のときにも、実はその視点から検討させていただいた経過がございます。

ところが、各学習等供用施設等、補助金をいただき建設した経過がございまして、その建設からの年月がまだ補助金の償還までに達していないという経緯もございまして、今回はこの修繕料だけの是正にとどまったという経過がございます。

ただ、今後年数を経てそういうことももちろん視野に入れて、それと伊勢市の施設の全体の見直しのことも視野に入れて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

よろしいですか、はい、本件につきましてはこの程度で終わります。

【採択請願の処理経過の報告について・福祉事業所の整備・拡充について】

◎中村豊治委員長

次に「採択請願の処理経過の報告について・福祉事業所の整備・拡充について」の報告をお願いします。

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

それでは、「福祉事業所の整備・拡充についての請願の処理の経過について」御報告申し上げます。

恐れ入りますが、資料7をごらんください。

まず、1番のこれまでの経過といたしましては、平成26年9月市議会定例会で福祉事業所の整備・拡充を求める請願が採択をされ、12月の教育民生委員協議会へ県から国庫補助協議対象施設の候補として選定されましたことを御報告させていただきました。

その後、平成27年5月に国から県へ国庫補助額の大幅な減額の提示があり、県から法人に対して国庫補助額が減額になった場合においても施設整備を行う意思があるかという照会がありました。

整備実施主体の法人におかれましては、規模を縮小変更しても、請願の趣旨であった生活介護30名は実施したいという意向を示されましたため、平成27年7月に県を通じて国から減額されたままの国庫補助の内示がございました。

市といたしましては、施設の重要性に鑑み、国・県へ補助要綱の基準や補助率に基づく当初の補助金額の確保を訴えてまいりましたが、結果として大幅な減額となったものでございます。

市の補助金は、本来でしたら国の補助金額の4分の1の補助率となっておりますが、減額されたままの国の補助金額の4分の1となりますと、ますます法人への負担が重くなりますことから、市の負担分は縮小後の実際の整備計画に、本来の補助率を乗じた額を算出し、市としてできる範囲で施設整備の支援を行うものでございます。

2番の施設整備計画の内容といたしまして、左側に当初と右側に規模縮小後の比較をあげさせていただきましたのでごらんください。

事業内容は、生活介護、計画相談はそのままといたしますが、短期入所は実施せず、建物については2階建てから1階建てに変更いたします。

国県補助額は当初予定では1億4,405万4,000円でしたが、規模縮小後2,338万2,000円となっております。

市の補助金額は、国の減額された後の補助額に合わせますと括弧書きの389万7,000円となりますが、今回は実際の整備計画に基づいて算出をいたしました945万5,000円となっております。

その結果、事業者負担額は4,280万6,000円となりました。

3番の今後のスケジュールといたしましては、9月から10月にかけて、国県市の補助金の交付決定を行い、10月から工事を着工し、年度内に完成のため、時期といたしましては予定通り28年度から開設の予定となっております。

以上が福祉事業所の整備・拡充についての請願の処理についての経過の御報告でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの報告につきましては、報告案件ではございますが、特に発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【しごうこども園短時間部3年保育について】

◎中村豊治委員長

次に「しごうこども園短時間部3年保育について」の報告をお願いいたします。

こども課長

●藤原こども課長

しごうこども園短時間部3年保育について御説明いたします。

恐れ入りますが、資料8をごらんください。

しごうこども園の短時間部、幼稚園の機能にあたる部分でございますが、これまでは4歳児からの2年保育を行ってまいりましたが、「就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針」及び「同施設整備計画」に沿って、3歳児からの3年保育を実施いたします。

しごうこども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持った認定こども園であり、幼稚園にあたる短時間部と、保育所にあたる長時間部で保育を一体的に行っております。

短時間部におきましては、これまで4歳児と5歳児の利用としておりましたが、3歳児から5歳児の3年保育に変更するものであります。

幼児教育における3年保育の必要性については、3歳からは他者との関係性を学び、社会性を育むのに適した時期であり、3歳になると親への全面的な依存の状態から自立に向かい始め、幼稚園における集団生活が一人一人のよさや可能性を伸ばす場となることから、幼児教育における3年保育が必要とされております。

そのことを踏まえて、平成26年2月に策定しました方針において、「公立の幼保連携型認定こども園においては3年保育を実施していく」としており、同年12月に策定しました施設整備計画におきましても、しごうこども園において「短時間部の3歳からの幼児

教育について平成 28 年度の開始を目指していく」としております。

これらの方針、計画に沿って、平成 28 年度から 3 年保育を実施していくもので、10 月から入園受付を行なってまいります。

以上、しごうこども園短時間部 3 年保育について御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの報告に対しまして、報告案件であります、特に発言がありましたらお願いをいたします。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【所管事業の平成27年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎中村豊治委員長

次に「所管事業の平成27年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」の協議を願います。

本件につきましては、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について報告を受けることとなっております。昨年度につきましては、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」、「こども家庭相談センター事業」、「スクールサポート事業」、「小学校施設防災対策事業」、「中学校施設防災対策事業」、「災害時要援護者対策事業」の 6 事業について報告をいただいております。

本年につきましても、中間報告を受ける事業を 5 事業程度選定し、12 月定例会までに実施をしていきたいと考えております。

今後の進め方でございますが、委員の皆さまから、報告の対象としたい事業がありましたら、お手元にお配りいたしました資料を参考に、9 月 7 日の月曜日までに事務局の担当書記へ御報告をいただきたいという具合に思います。

委員の皆さまから報告された事業及び正副委員長の選定いたします事業から 5 事業を選定し、9 月定例会中の常任委員会で決定をさせていただきたいという具合に思います。

また、閉会中の継続調査につきましても、申し出てあわせて決定したいと思っております。

この件について、委員の皆さまから御発言がありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

本件につきましては、5 事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正・副委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、教育民生委員協議会を閉会させていただきます。

閉会 午後4時34分